**共同生活援助・短期入所集団指導資料**

**○平成30年度の主な指摘事項から**

**①夜間支援等体制加算の算定要件（共同生活援助）**

|  |  |
| --- | --- |
| 加算 | 留意事項の要約（加算検討時は必ず実際の規定を確認下さい） |
| 夜間支援等体制加算（Ⅰ） | ○夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯（午後１０時から翌日の午前５時までの間は最低限含む。）を設定し、当該時間を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について算定する。ア（ア）　夜間支援従事者は、利用者が居住する共同生活住居に配置。（イ）　夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）を確保すること。（ウ）　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、（ⅰ）複数の共同生活住居（５ヵ所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて１ヵ所とする。）に限る。）の夜間支援を行う場合は２０人まで、（ⅱ）１ヵ所の共同生活住居内の夜間支援を行う場合は３０人までイ（ア）（イ）　省略（ウ）　夜間支援の内容は、個別支援計画に位置付ける必要がある。（エ）　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要がある。ただし、サテライト型住居については、利用者の状態等を勘案した上で、巡回の必要性を判断しても構わない。ウ　１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。算定方法は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均利用者数を準用して算定するものとする。小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第１位を四捨五入するものとする。　なお、障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合は、この加算の対象とはならない。 |
| 同（Ⅱ） | ○宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について算定する。ア　夜間支援等体制加算（Ⅰ）の要件アを準用する。イ（ア）（イ）　省略（ウ）　夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う者とする。（エ）　夜間支援等体制加算（Ⅰ）の要件イ（エ）を準用する。　ウ　夜間支援等体制加算（Ⅰ）の要件ウを準用する。 |

**②福祉型強化短期入所の算定要件**

